

住民監査請求に対する監査結果

清瀬市監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

東京都清瀬市

清瀬市民オンブズマン代表

東京都清瀬市

清瀬市民オンブズマン事務局長

2 請求書の提出

平成19年10月26日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

清瀬市長が清瀬市議会会派である清瀬自民クラブ、日本共産党、公明党及び風（旧生活者ネット・民主党）に支給した平成18年度分の政務調査費264万円のうち、37万3千872円については、清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例第5条及び第7条第1項並びに同規則第6条及び第8条に違反し、使途基準・領収書等の整理保管の逸脱又は濫用による違法・不当な使用で、明らかに公益に反するものであり裁量権の逸脱又は濫用により清瀬市に損害が発生している。

よって、清瀬市長は、各会派に対し上記の金37万3千872円及び支給年度である平成18年度分支払済みまで、民法所定年5分の割合による遅延損害金を清瀬市に支払うよう請求せよ。

ア 清瀬自民クラブ

平成18年7月11日清瀬民主クラブは調査研究の目的で、神奈川県鎌倉市、逗子市、三浦市の三市を1泊2日で視察している。11日鎌倉市の視察終了し逗子市に移動、昼食は鉄板焼き蔵の木にて食事代1万2千720円は条例第5条違反である。

その後、逗子市役所を13時より15時まで視察し、三浦市の観光スポットにある京急油壺観潮荘に宿泊している。同ホテル領収書兼請求明細によると、ルームチャージ5千円・同料理5千250円は、部屋での宴会が行われたことが窺え、強く非難されなければならない。これらは、全て個人的な流用であり、政務調査費での支出は認められるものでない。したがって、同ホテルにて支出した、ルームチャージ5千円・同料理5千250円は条例第5条違反である。

翌12日午前9時30分三浦市役所視察。同日12時に三崎漁港付近のはまゆう（レストラン）での昼食代1万250円は条例第5条違反である。その後、三浦市に所在する川島農園、横須賀市に所在する嘉山農園の視察をしたと視察報告

書に記載があるが、二箇所の農園を視察するには余りにも距離があり、徒歩では困難と思われるが交通費の請求が出ておりません。さらに、京急三崎口駅にて解散とされるが、帰路については、ＪＲ横須賀線衣笠駅にて全員（１名は前日解散）のＪＲ券９千６８０円（８名分）を購入しているが、１名あたり１千２１０円は、衣笠駅より大船駅若しくは横浜駅経由湘南ラインによる池袋駅までの運賃と推測される。しかし、グリーン料金７千６００円（８名分）は１名あたり９５０円であり、この料金は東京駅までグリーン料金で大船駅若しくは横浜駅までのグリーン料金は７５０円である。

公費を利用したＪＲ券購入方法にも多くの疑問を感じると同時に、スケジュール及び視察報告書は信憑性に欠ける。また、グリーン券購入については市民感覚から離れたもので到底容認できない。したがって、グリーン料金７千６００円は条例第５条違反である。

今回の視察により公金流用した金４万８２０円は清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例第５条・７条１項及び清瀬市議会政務調査費の交付に関する規則第６条・第８条に違反しているため返還を求める。

イ 共産党

共産党清瀬市議団は、熊本市・久留米市・別府市の三市を１０月２３日より２５日まで視察を行っている。その際、視察先への手土産として、清瀬市松山二丁目１５－９茶舗岩本園でお茶詰合せ３セット購入している。公務員は公務上に於ける業務で、物品等の授受（贈収賄）は禁止の筈である。したがって、茶舗岩本園お茶詰合せ３セット購入代金１万１千１００円は清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例第５条違反である。

共産党清瀬市議団の視察日程によると、２３日熊本市役所視察後ＪＲ熊本駅発１６：１０分の有明２４号に乗車し、ＪＲ久留米駅到着後、駅から約７０ｍの宿泊先である久留米ステーションホテルへ１７時１５分頃到着している。チェックイン後、タクシーで居酒屋「魚魚(とと)や」へ行き飲食をしている。因みに、居酒屋「魚魚(とと)や」の営業時間は１７時からの営業であり食堂ではない。また飲食終了後、再度タクシーにてホテルに戻っているなど到底許される行為ではない。往路のタクシー料金５５０円及び復路のタクシー料金５６０円、また居酒屋「魚魚(とと)や」の飲食料金１万５千２９０円は条例第５条違反である。

翌２４日は、久留米市役所視察後、久留米駅発特急ゆふＤＸ３号に乗車、別府駅１５時４１分着、宿泊先の亀の井ホテルへ１６時ごろ到着している。

共産党清瀬市議団の何時もの行動ではあるが、当日も別府市の有名店、居酒屋（もり澤）で飲食をしている。因みにこの居酒屋も営業時間は１７時３０分からであり、居酒屋（もり澤）における飲食代金１万５千２５０円は、条例第５条違

反である。

付加えれば、共産党清瀬市議団は平成15年度より平成18年度まで、視察先での昼食等（条例違反）は自弁と考えられるが、視察地の夜は居酒屋での飲食が常習化されている。

さらに、武蔵野法律事務所への顧問料支払は、清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例（趣旨）第1条に反した行為と考えられる。その一部を抜粋すると「清瀬市議会議員の調査研究に資するため」あり、法の基本的な「趣旨」を理解されていない。したがって、顧問料6万円は条例違反である。

この度の視察及び顧問料に公金流用した金10万2千750円は清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例第1条・第5条・7条1項及び清瀬市議会政務調査費の交付に関する規則第6条・第8条に違反しているため返還を求める。

ウ 公明党

平成18年7月11日より2泊3日の日程で、南九州の視察を行っている。7月11日は知覧特攻平和会館及び知覧武家屋敷を見学。終了後、鹿児島県の最南端にある指宿温泉に移動、指宿でも最大の「いわさきホテル」に宿泊した。翌日は指宿駅より列車で霧島市へ移動、鹿児島湾に浮かぶ桜島を車窓より満喫しながら約2時間の旅を楽しんだ。そこで、知覧町見学後約1時間12分かけて何故、最南端の指宿温泉に宿泊するのか疑問を感じる。翌日の霧島市視察を考えれば、当日に霧島市近辺へ宿泊するのが常識であると考ええる。よって、鹿児島空港より知覧町までの交通費7千250円は領収書ではなく支払証明書であり明らかに条例違反である。また、知覧町より指宿温泉「いわさきホテル」までの交通費4千700円は、本来であれば必要性の無い費用であると同時に、支払証明書等不適切な会計処理のため返還を求める。

7月13日視察最終日には、午前市内見学中に有名店お菓子の日高本店にて「チーズ饅頭」2千150円を購入し、また、宮崎空港内売店にて、「フェニックス通り」1千575円を購入した。同2点の土産を視察先に持参するのも問題であるが、今回は帰路の状況の中で購入しているなど、自宅への個人的な持ち帰りと言わざるを得ず、条例・規則の趣旨からいって許されるものではない。

公明党提出予定表等によると、同年10月16・17日は、山形県米沢市へ13時より少人数学級についての視察と上杉博物館及び付随する文化ホールの見学をし、米沢駅つばさ121号17時25分発ー山形駅18時01分着後、山形国際ホテルに宿泊している。

二日目、8時10分にホテルロビー集合、山形駅前発8時40分ー蔵王温泉9時20分ーライザワールド前9時55分ー刈田駐車場10時10分ー蔵王・お釜ー山形駅着12時30分昼食その他。山形駅発14時05分ー大宮駅着16時3

0分—新秋津駅17時30分となっている。

上記予定表を見ても、2日目は山形市へは行政視察ではなく、観光といえるものである。予定表の山形駅前発8時40分とは、山形交通運営の定期観光バス「わくわく蔵王・山寺号」であり、山形駅着時間から同バスの半日コースと考えられ、1名当りの大人料金は2千900円である。また観光終了後、山形駅に隣接するエスパル山形内の「山形のお菓子山形銘店」で土産1千417円を購入しており、これは個人的な手土産と考えられる。

さらに、本件米沢市・山形への旅行は矛盾だらけであることが感じ取れる。第一、山形市は観光旅行だけであった。第二、オンブズマン調査によると、会派5名分の旅行に掛かった費用は、①交通費、新秋津駅より米沢駅5万円、米沢駅より山形駅1万300円、山形駅より新秋津駅5万4千150円、②定期観光バス1万4千500円、③宿泊費（山形国際ホテル最低価格にて算出・1名当り7千円）3万5千円。これら費用合計は16万3千950円であり、JTB所沢支店で購入した旅行金額15万3千950円と全く違う。

これらは最低価格にて算出したもので、JTB所沢支店との違いが推測できる条件として、会派5名での参加ではなかった。また、大人以外の参加者がいた可能性を否定できない。さらに、本件旅行明細の開示請求をJTB所沢支店へ文書で申出たところ、開示を拒否されたため、再々度開示を配達証明で求めたところ、受け取り拒絶で返却された。

現在の段階では、市民を愚弄した極めて悪質で大胆不敵な観光旅行であり、旅行代金15万3千950円は全額返還されるべきと考える。

本年度に流用した合計17万1千42円は清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例第5条・7条1項及び清瀬市議会政務調査費の交付に関する規則第6条・第8条に違反しているため全額返還を求める。

エ 風（旧生活者ネット・民主党）

平成18年7月19日より2泊3日で大牟田市・水俣市・島原市の三市の視察を実施している。代表である斉藤実氏は、18日に東京よりJRで博多に移動し前泊をしているが、19日の大牟田市視察は14時からであり、西武池袋線秋津駅を6時30分前後の電車で向かえば博多駅に13時頃到着し、大牟田市役所への14時に間に合い、前泊する必要性は全くない。したがって、前泊代9千400円は返還をするべきである。因みに、他の2名は視察日に航空機で到着し、博多駅で斉藤実氏と合流している。さらに、東京駅より博多駅間のJR運賃2万2千320円の領収書はなく、支払証明書で処理しており条例違反である。

19日、他の2名と合流後、3名で博多駅より大牟田駅及び新水俣駅までのJR券を購入しているが、1名に関しての運賃4千890円は支払証明書で会計処

理をしている。また、当日の宿泊地である水俣市において「食べる飲む和風三笠で」食事をしているが、メニューを確認すると定食は1千円からで、2名での食事代ではなく飲食代6千510円として支出されたことが窺え、最も悪質であり使途基準に反した行為である。

20日は新水俣駅より諫早経由で島原に移動しているが、他2名は前日博多駅でJR券を購入済みであるが、斉藤実氏は新水俣駅で諫早駅までJR券1万140円を購入しているが、領収書はなく不適切な処理と言わざるを得ない。また、当日夜は島原市内の飲食店「呉竹」で飲食代6千円支出しているが、明らかに使途基準違反である。さらに、21日視察終了後の帰路は、1名は航空機利用の為、諫早駅より博多駅まで、2名は諫早駅より東京駅までのJR券を購入したが、ここでも斉藤実氏は領収書紛失の理由で支払証明処理をしている。

他の二名の、諫早駅から東京駅及び諫早駅から博多駅間のJR領収書番号の中番号が抜けているので、購入の事実確認が取れる。しかしながら、斉藤実氏の杜撰な感覚は目に余るものであり、公金を使用するの公務との意識が全く感じてない事実に残る思いである。

今回の視察で流用した合計5万9千260円は、清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例第5条・7条1項及び清瀬市議会政務調査費の交付に関する規則第6条・第8条に違反しているため返還を求める。

(原文の要旨を監査委員において理解したもの)

(2) 事実証明書

ア 清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例

イ 清瀬市議会政務調査費の交付に関する規則

ウ 清瀬市議会会派の清瀬自民クラブ、日本共産党、公明党、風（旧生活者ネット・民主党）に係る平成18年度政務調査費収支報告書の写し

4 監査委員の除斥

斉藤実監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥した。

5 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

市長が市議会各会派に交付した平成18年度政務調査費について、清瀬市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年清瀬市条例第10号。以下「条例」という。）

及び清瀬市議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年清瀬市規則第7号。以下「規則」という。）等に規定する使途基準及び領収書等の証拠書類に適合しているかを監査対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局を監査対象とした。

3 陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成19年11月12日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、新たな証拠として次に掲げる書面が提出された。

(1) 平成19年11月10日付け調布市の住民監査請求に係る「新聞記事」の写し。

4 監査に当たり事情聴取した者等

平成19年12月4日に本件請求内容の事実関係について、議会事務局長、次長及び庶務係長並びに法第199条第8項の規定に基づき、清瀬自民クラブ、日本共産党、公明党及び風（旧生活者ネット・民主党）の4会派から事情聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 平成18年度における主な条例及び規則の内容

ア 政務調査費の交付

政務調査費の会派の月額、は、条例及び規則に基づき、会派の所属議員数に月額10,000円を乗じて得た額である。

政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議長を経由して市長に申請する。交付申請書を受理した市長は年間分の交付額を決定し、所定の交付決定通知書より当該会派の代表者に通知する。

交付決定通知書を受けた会派の代表者は、政務調査費の交付日の10日前までに所定の交付請求書を市長に提出する。

イ 使途基準

政務調査費は、下表に掲げる使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

別表（規則第6条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）

調 査 旅 費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資 料 作 成 費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資 料 購 入 費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広 聴 費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
人 件 費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

ウ 収支報告書及び領収書等の提出

会派の代表者は、政務調査費の交付を受けた政務調査費に係る収支報告書を作成し、領収書の原本又はその事実を証すべき書類（以下「領収書等」という。）を添付して議長に提出しなければならない。収支報告書の提出を受けた議長は、その写しを市長に送付する。

市長は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じることができる。

なお、収支報告書の提出については、平成14年6月の清瀬市議会代表者会議において、収支報告書に領収書及び領収書等の写しを添付することを申し合わせし、政務調査費の使途についてより一層の公正性及び透明性を確保した。さらに、平成19年3月に条例改正し、これまでの申し合わせによる領収書の写しの添付から領収書の原本及び領収書等を添付しなければならないことを規定し、平成18年度分の政務調査費から適用するよう条例を整備した。

(2) 平成18年度における各会派に係る政務調査費の交付状況等

ア 政務調査費の決定

平成18年4月7日付けで各会派の代表者から議長を経由して政務調査費の交付申請書が提出され、申請額が条例及び規則の規定に基づき積算されていることを確認し、同日付で各会派への政務調査費を決定した。

イ 政務調査費の交付

平成18年4月21日付けで各会派の代表者から政務調査費の請求書が提出され、平成18年5月12日、同月16日及び同月26日付けで年間分の政務調査費が各会派に交付された。

ウ 政務調査費の報告及び返還

平成18年度政務調査費の収支報告書については、各会派から平成19年4月5日、同月6日及び同月13日付けで提出され、平成19年4月24日付けで下表のとおり各会派から残余金が返還された。

単位：円

会 派 名	所 属 議員数	月 額	交付額 (年間分)	返還金
清瀬自民クラブ	9名	10,000	1,080,000	191,227
日 本 共 産 党	6名	10,000	720,000	40,293
公 明 党	5名	10,000	600,000	65,233
風(旧生活者ネット・民主党)	2名	10,000	240,000	0

(3) 政務調査費の支出に係る清瀬市議会代表者会議の申し合わせ事項

- ア 支払証明書の発行について
- イ 宿泊料の限度額について

2 監査対象部局(議会事務局)の説明

(1) 議員の議会活動

市議会は、市民の意思を市政に反映させるための場であります。その市議会を構成する議員は、地方自治において市民の意思を反映させるために重要な役割を担っています。また、その自治体の将来を展望しながら、住民福祉の増進を図っていくことが使命であり、責務であるといえます。

そうした中で、議員が議会活動を行うためには、地方行政について精通することや広範な知識を習得することが必要であることから、他の地方行政について行政視察を始めとした調査研究をすることによって、見識を一層深めたり、見聞を広めたりするものであり、大変有益なことであります。

また、議員は、自治体が直面する行政課題等に直接的に関係する政策や事務事業をはじめ、将来的な行政課題とその対応策を探り出し、多角的な視点から調査研究を行うことが重要であり、大所高所からの立場、高度な識見による議会活動能力が要求されています。

このように、地方行政に関わる不断の調査研究の活動や現地での行政視察が大切であり、その積み重ねによって、議員の議会活動を通じて市政の発展に繋がるものであり、住民福祉の向上に有効に活かされるものであります。

(2) 政務調査費の交付及び精算

清瀬市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第13項の規定に基づき、政務調査費に係る条例及び規則を制定し、議員の調査

研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付しています。

この政務調査費は、条例第2条（交付対象）及び第3条（交付額及び交付の方法）の規定に基づき、会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して、会派の所属議員1人につき月額10,000円、年額120,000円と定めています。

このことにより、会派代表は、規則第2条（交付申請）の規定に基づく政務調査費交付申請書並びに規則第5条（交付請求）の規定に基づく政務調査費交付請求書の提出により、政務調査費の交付を受けているものであります。

この政務調査費を受けた会派は、規則第6条（使途基準）の規定に基づき、別表に定める使途基準に則って使用しているところではありますが、条例第7条（収支報告書及び領収書等の提出）の規定に基づき、会派は、政務調査費に係る収支報告書を作成し、領収書の原本又はその事実を証すべき書類を添付して翌年度の4月末日までに提出することになっています。

併せて、条例第8条（政務調査費の返還）の規定に基づき、政務調査費に残余額が生じた場合は返還することが義務付けられており、その精算を行っているところでもあります。

(3) 支払証明書の発行について

政務調査費を支出したときは、原則として領収書を徴さなければならないことになっていますが、平成8年3月19日及び同年6月7日の清瀬市議会代表者会議において、乗車券等の交通費など領収書を徴することが困難なものについては、各会派代表者が現に支出した金額を記入した支払証明書を発行して代えることができる旨を確認し、清瀬市議会内申し合わせとしています。

(4) 宿泊料、食事代及び交通費について

ア 会派の行政視察における宿泊料については、平成8年3月19日の清瀬市議会代表者会議において、申し合わせ事項として確認しており、清瀬市議会常任委員会が実施する行政視察の場合に係る清瀬市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年清瀬町条例第18号）第5条（費用弁償）別表及び市職員の出張に係る清瀬市職員の旅費に関する条例（昭和38年清瀬町条例第7号）第16条（宿泊料）別表の規定に基づき、宿泊施設で食事の提供を受ける場合は1泊2食付15,000円を限度としています。

イ ビジネスホテルなど宿泊施設において、夕食の提供を受けられない場合は、平成8年3月19日の清瀬市議会代表者会議において、申し合わせ事項として確認し、宿泊料を含めて15,000円の範囲内で夕食代を運用しています。

また、常任委員会が実施する行政視察の場合には、上記の清瀬市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定に基づき日当が支給されていますが、その範囲内で昼食代に当てているところでもあります。これに準じて、会派の行政視察に際しては、昼食代の運用を図っています。

ウ 上記条例に基づき、会派の行政視察において、議員が利用した鉄道、バスの乗車券や特急券、グリーン券、航空券、乗船券及びタクシー代の交通費については、その実費額としています。

(5) 行政視察の手土産代について

行政視察においては、視察先を訪問して、事業説明及び施設見学等の案内などをお願いするわけではありますが、時には視察先の所有車で送迎や移動などを配慮してくださる場合もあります。このようなことを考慮して、会派が土産を持参するのは、視察先との関係を親密にすることになり、その行政視察を円滑に進める上で礼儀であるといえます。

このことは、常任委員会の行政視察においても行われており、会計支出基準にもこの取扱いは認められており、その金額も儀礼の範囲を超えるものではなく、行政視察に要する経費の一部であるといえます。

なお、本市に他の市議会議員が来訪される行政視察に際しても、土産を持参されている状況にあります。

3 判断

前記事実関係の確認、監査対象部局の説明聴取及び関係人調査等に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

【本件請求に係る会派共通事項】

《政務調査費の支出に係る清瀬市議会代表者会議の申し合わせ》

(1) 支払証明書について

請求人は、領収書に代えて収支報告書に添付した支払証明書は条例違反と主張するが、平成8年3月19日及び同年6月7日の清瀬市議会代表者会議において、乗車券等の交通費など領収書を徴することが困難なものについては、支払証明書を発行し領収書に代えることができることを申し合わせ事項として確認している。また、条例第7条第1項でも政務調査費の収支報告書に「その事実を証すべき書類」として添付することができるよう規定しており、次に掲げる公明党及び風(旧生活者ネット・民主党)が発行した支払証明書は、いずれも鉄道賃等の交通費に係るもので、その交通費は正規の運賃で処理されていることから、条例に反するとはいえない。

ア 公明党が平成18年7月11日付で発行した交通費7,250円の支払証明書

イ 公明党が平成18年7月11日付で発行した交通費4,700円の支払証明書

ウ 風(旧生活者ネット・民主党)が平成18年7月18日付で発行した交通費22,320円の支払証明書

エ 風(旧生活者ネット・民主党)が平成18年7月19日付で発行した交通費4,890円の支払証明書

オ 風(旧生活者ネット・民主党)が平成18年7月20日付で発行した交通費10,140円の支払証明書

(2) 飲食代について

請求人は、飲食代は条例違反と主張するが、行政視察の宿泊に伴う飲食代（夕食代）については、清瀬市議会代表者会議において、ビジネスホテルなど宿泊施設で夕食の提供を受けられないときは、その夕食代を含めて清瀬市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条に規定する宿泊料（1夜につき）15,000円の範囲内であればよいことを申し合わせ事項として確認している。次に掲げる本件請求の対象となった日本共産党及び風（旧生活者ネット・民主党）の飲食代は、視察宿泊先のホテルで夕食の提供がないため外食したもので、この申し合わせ確認事項の夕食代である。

ア 日本共産党は、平成18年10月23日に久留米ステーションホテルに宿泊し、1泊朝食付一人当たり6,300円で、翌24日は亀の井ホテルに宿泊し、1泊朝食付一人当たり7,800円である。宿泊先の両ホテルとも夕食の提供がないため、23日の夕食は「海女料理 魚魚(とと)や」において定食や一品料理など注文して夕食を済ませた15,290円で、一人当たりに換算すると2,548円であり、宿泊料との合計は一人当たり8,848円である。翌24日の夕食は「酒饌 もり澤」において一日目と同様に定食や一品料理など注文して済ませた15,250円で、一人当たりに換算すると2,541円であり、宿泊料との合計は一人当たり10,341円である。したがって、夕食代を含めた宿泊料は、それぞれ申し合わせ事項の15,000円の範囲内であるから、条例に反するとはいえない。

また、請求人は、夕食先へのタクシー代「往路のタクシー料金550円及び復路のタクシー料金560円」の支出は条例違反と主張するが、日本共産党は、視察宿泊先のホテルの近くにはラーメン屋しかなく、ホテル従業員に夕食をとれる場所を教えてもらったが、初めての場所で地理も不案内で、バスもなく、仕方なく6人が2台のタクシーに分乗し出かけた。夕食後は、あらかた道筋が把握できたので、全員が徒歩でホテルに戻ったとのことであり、請求人が主張する往復のタクシー代ではなく、視察先で地理に不案内であったことを考えればやむを得ない支出であるから、条例に反するとはいえない。

イ 風（旧生活者ネット・民主党）は、平成18年7月19日にスーパーホテルCity水俣に宿泊し、1泊朝食代含めて一人当たり5,660円で、翌20日はホテル「花みずき」に宿泊し、1泊朝食付一人当たり6,625円である。宿泊先の両ホテルとも夕食の提供がないため、19日の夕食は飲食店「和風三笠」において定食や一品料理など注文して済ませた6,510円で、一人当たりに換算すると3,255円であり、宿泊料との合計は一人当たり8,915円である。翌24日の夕食は飲食店「呉竹」で定食や一品料理など注文済ませた6,000円で、一人当たりに換算すると3,000円であり、宿泊料との合計は一人当たり9,625円である。したがって、夕食代を含めた宿泊料は、それぞれ申し合わせ事項の15,000円の範囲内であるから、条例に反するとはいえない。

【清瀬自民クラブ】

(1) 昼食代の支出について

請求人は、昼食代の支出は条例違反と主張するが、市が実施する常任委員会の行政視察では、清瀬市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定に基づき支給される日当（宿泊を伴う場合は1日につき2,000円）の範囲内で昼食代に運用している。したがって、清瀬自民クラブが支出した昼食代は、平成18年7月11日の「鉄板焼き蔵の木」での昼食代は12,720円で、1人あたりに換算すると1,413円である。翌7月12日の三崎漁港付近の「はまゆう（レストラン）」での昼食代は10,250円で、1人あたりに換算すると1,281円であり、いずれも前記の1日につき2,000円の基準内である。また、その額も社会通念上相当な範囲内であり、使途についても日常の会議等の昼食代と異なり、宿泊が伴う行政視察のなかで支出されたものであるから、条例の使途基準に反するとはいえない。

(2) ルームチャージ5,000円及び同料理5,250円の支出について

請求人は、清瀬自民クラブが行政視察の宿泊先の「京急油壺 観潮荘」で支出したルームチャージ5,000円及び同料理5,250円について、部屋での宴会が行われたことが窺え、全て個人的な流用であり、政務調査費での支出は認められないと主張する。

しかしながら、「京急油壺 観潮荘」では、宿泊料金の設定を2名以上とし、1部屋を1人で宿泊したときは別料金でルームチャージとして5,000円を請求するとのことである。清瀬自民クラブは、9名で3部屋の内容で宿泊を予約し、そのうち女性1名の部屋を別にした。ルームチャージ5,000円は、その部屋の別料金である。また、同料理5,250円については、夕食後、議員1人の家族に急用が起き、急遽宿泊を取り止め帰路したので、その者の宿泊に伴う夕食代（同料理）であり、請求人が主張する宿泊者の部屋で宴会したものでも個人的に支出したものでもないから、条例に反するものではない。

(3) 鉄道賃のグリーン料金の支出について

請求人は、視察の移動に伴う鉄道賃のうち、グリーン券購入は市民感覚からかけ離れ到底容認できないので条例違反と主張するが、市の非常勤特別職である議員が視察等で鉄道等を利用した場合は、清瀬市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき、利用した鉄道、バスの乗車券や特急券、グリーン券、航空券、乗船券及びタクシー代等の交通費の実費額を負担することを運用している。また、清瀬自民クラブが視察の帰路において購入したグリーン乗車券7,600円（一人当たり950円）は、2日間に渡るハードなスケジュールの視察を精力的に行ない、その視察に関しての感想や意見交換をするため8人まとまった座席指定券を購入しようとしたが、当該車両には座席指定がないためグリーン乗車券を購入し利用したものであるから、条例の使途基準に反するとはいえない。

【日本共産党】

(1) 視察先への手土産代について

請求人は、視察先への手土産代は条例違反と主張するが、行政視察先への手土産については、視察先を訪問し、事業説明や施設見学等の案内などのほか、時には視察先の所有車で送迎や移動などの配慮もあり、行政視察を円滑に進める上での礼儀でもある。したがって、日本共産党が視察先である熊本市、久留米市、別府市へ持参した手土産については、行政視察の受け入れ自治体の中で資料代を徴収するところもあるが、今回の視察先の3市とも資料代を徴収しないので、手数をかけることに対する気持ちとして、茶舗岩本園お茶詰合せを持参したものであり、その手土産の内容及び金額も社会通念上相当な範囲内のものと認められるから、条例の用途基準に反するとはいえない。

(2) 顧問料について

請求人は、武蔵野法律事務所への顧問料の支払は条例の趣旨に反する行為と主張するが、日本共産党では、行政視察等で調査した情報や市民からの要望を市政に反映させるため、市議会での提案及び議員提出議案として条例の上程並びに行政サイドへの要望するときに専門的となる法的な解釈等が必要であり、その調査研究の際に弁護士からアドバイスを受けるための経費で、相談件数や高度な相談内容からすれば金額的にも年間60,000円の顧問料の支出であるから、条例に反するといえない。

【公明党】

(1) 宿泊先の移動に必要性がない費用(交通費)について

請求人は、当日の視察後、翌日の視察先を考慮すると、その日の宿泊先に疑問を感じるので、宿泊先に移動する交通費は必要性がない費用と主張するが、公明党が東京から鹿児島空港を経て知覧町の知覧特攻平和会館を視察後に宿泊先の指宿へ移動したことについては、知覧町が山の中にあり交通手段はバスのみである。仮にその日のうちに翌日の視察先である霧島市の国分まで行くとすれば、さらにバスやJRの乗り換えにより2時間半の時間を費やすことになる。知覧から直通便がある指宿に宿泊し、翌日の午前中に移動して午後に霧島市の視察する行程は地理的にも合理性があるから、条例に反するものではない。

(2) 手土産代について

請求人は、平成18年7月13日南九州の視察最終日に購入した「チーズ饅頭」2,150円、「フェニックス通り」1,575円2点及び平成18年10月17日山形市の視察時に「山形のお菓子山形銘店」で購入した土産1,417円は、帰路の状況の中で購入しているので、自宅へ持ち帰る個人的な土産であり条例違反と主張するが、公明党が宮崎市で購入した2点のうち「チーズ饅頭2,150円」は、個人的な土産ではなく、当日午後の視察先である宮崎市への手土産代であり、先に述べたとおり視察先への手土産代については、視察先を訪問し、事業説明や施設見学等の

案内などのほか、時には視察先の所有車で送迎や移動などを配慮もあり、行政視察を円滑に進める上での礼儀でもあるから、条例の使途基準に反するとはいえない。

しかしながら、本市の議会事務局へのお土産として購入した「フェニックス通り 1,575 円」及び「山形のお菓子山形銘店 1,417 円」については、請求人が主張する自宅に持ち帰る個人的な土産ではないが、視察先への手土産代とは異なり、条例の使途基準の調査旅費とは認められない。

(3) 視察費用及び視察内容について

請求人は、平成 18 年 10 月 16 日から 17 日の米沢市及び山形市の行政視察について、独自に視察日程から視察に要する費用の最低価格を試算して、視察費用は会派 5 名分を賄える金額でなく、視察の参加者の中に大人以外の参加者がいた可能性があると主張するが、公明党から弁明の中で提出された旅行代理店発行の内訳書では、JR 特急料金①大宮から米沢間が一人当たり 4,750 円で 5 名分の合計では 23,750 円、②米沢から山形間が一人当たり 1,240 円で合計では 6,200 円、③山形から大宮間が一人当たり 5,050 円で合計では 25,250 円、④ JR 運賃が新秋津から山形間の往復一人当たり 11,560 円で合計では 57,800 円、⑤宿泊代金が一人当たり 8,190 円で合計では 40,950 円、⑥総合計額 153,950 円であり、視察の参加者についても確認できたから、条例に反するものではない。

しかしながら、請求人が、視察二日目の山形市は観光旅行だけであったと主張する視察内容については、公明党の行政視察日程によると、視察初日の米沢市では、米沢市役所を訪ね「小人数学級について」及び「上杉博物館、文化ホール」の公的施設等を視察見学しているが、視察二日目の山形市については、山形駅前からバス停及び駅名を列挙したものにとどまり、視察の目的及び公的施設等の見学場所も明らかにされていない。そこで、公明党から弁明を求めたところ、山形市の視察については、午前中を自由視察時間とし、自己負担により定期観光バス（一人当たり 2,900 円）を利用して市内視察を行い、午後に帰路に着いたということであるから、視察二日目の山形市の視察については、行政視察と認め難い。

しかるに、初日の米沢市での視察終了の時間を考えると、直接帰路に着くことが可能であり、山形での宿泊代及び山形市へ移動に要した交通費は、条例の使途基準の調査旅費とは認められない。

【風(旧生活者ネット・民主党)】

(1) 前泊する必要性がない宿泊料について

請求人は、会派の議員 1 名が視察の前日に宿泊した宿泊代は、前泊する必要性がない経費と主張するが、風(旧生活者ネット・民主党)によれば、その議員は、心身の事情により航空機や長時間の移動において従来から心拍数の増加や気分が悪くなる症状が出ることもあり、視察先の関係者や同行議員への迷惑などを考慮して、視察当日の午後 2 時からの大牟田市役所での行政視察に間に合わせるため、遅くとも

午後1時30分までには大牟田駅に着く必要があり、7時間を超える移動時間と途中での遅延などを考慮して博多に前泊したもので、身体や事情を考えればやむを得ないものであるから、条例に反するとはいえない。

4 勧告

本件請求における請求人の主張には一部理由があると認められるので、法第242条第4項の規定に基づき、市長に対し、次のとおり勧告する。

(1) 市長は、次に掲げる返還金額等の合計額の返還を求めるなど必要な措置を平成20年2月29日までに講じられたい。

ア 公明党が行政視察時に本市の議会事務局へ購入した土産代2,992円

イ 公明党が支出した行政視察費用のうち山形市に宿泊した宿泊料40,950円及びその移動に要した交通費13,000円

ウ 上記ア及びイの金額に関し、収支報告書の提出期限の翌日から損害補てんの日まで年5分の割合による利子相当額

(2) 法第242条第9項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同日までに監査委員に通知されたい。

5 意見

本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、法第199条第10項の規定に基づき、監査委員として今回の政務調査費の監査を通じ、以下のとおり意見を述べるものである。

政務調査費については、地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図ることを目的に、地方議員の調査活動基盤を充実する観点から制度化されたものであり、その趣旨・目的に沿って各会派の判断と責任において使用されるべきものである。

現状を踏まえると、今後、さらにその透明性及び公正性を高める必要があると思料されることから、本制度の運用に関し改善に努められるよう、次のとおり議会事務局及び市議会各会派に対し要望する。

(1) 議会事務局においては、公金の支出である政務調査費の所管部局として、政務調査研究活動を制約しない範囲において、収支報告書が使途基準に適合しているか内容確認や添付書類との整合性など十分に審査及び精査できるような体制整備に着手され、さらなる充実を図られたい。

(2) 市議会各会派においては、政務調査費の使用に当たり市民への説明責任の充実を図り市民の理解と信頼が得られるよう、目的に沿った適正な運用を図るため、「政務調査費の使途基準の運用に関する取扱要綱」等の策定並びに収支報告書及び行政視察報告書の内容など論議され、市政発展に寄与されることを期待する。